地方公共団体における人権教育事業の実施状況に関する調査研究 事例調査票

(財)人権教育啓発推進センター

実施自治体・担当課 (連絡先)

鳥取県教育委員会事務局人権教育課同和教育係

電話: 0857-26-7535

1. 概要

11 170 24	
事業名	人権教育推進員研修会
主催(共催)	鳥取県教育委員会事務局人権教育課
実施年月日· 実績等 *回数·参加人 数·作成部数等	実施年月日:平成16年5月26日、9月17日 実施回数:2回 参加者数:延べ92人
開催場所	東郷町公民館
対象	市町村が設置する人権教育推進員
人権課題	人権全般

2. 事業内容

(1)事業の目的

人権教育推進員として、年間の見通しを持ち、多様な住民の意識に応えうる学習内容並びに学習機会の充実を図ることがねらい。2回とも、午前中は県の方針等の説明および質疑を通して、県の方針や施策についての理解を深めた。午後は、パネル ディスカッションや分散会を通して、人権に関する住民学習のあり方について研究協議を行った。

(2)事業概要

一回目の内容

- ・鳥取県人権尊重の社会づくり条例をもとに制定された鳥取県人権施策基本方針の第一次改訂が3月に示されたので、その改訂のポイントを担当の総務部人権局職員が説明した。
- ・午後は、3名の人権教育推進員をパネリストとして「自市町村の課題解決に向けた取組を推進するために」をテーマにパネルディスカッションを行い、効果的な取組についての協議を行った。

二回目の内容

- ・鳥取県人権施策基本方針の第一次改訂も加味し、作成中であった鳥取県人権教育基本方針の骨子について、本 課職員が説明した。
- ・午後は、すべての市町村で取り組んでいる小地域懇談会の充実をめざして、「参加者自身の振り返りと実践化の重視」をテーマに、分散会に分かれて協議を行った。

(2)-1 連携状況

鳥取県人権施策基本方針担当の総務部人権局と連携する。

(2)-2 特色・工夫した点(広報の方法も含む)

2回とも、県内の実践をもとに協議した。

(3)参加者の反応・事業の反響等

参加者の感想

- ・県の基本方針に関する理解を深めることができた。
- ・具体的の実践をもとに協議することができ、今年度の取組に活かそうと思う。

(3)-1 反省点・今後の課題

社会教育における人権教育の充実を図るためには、「地域の実態を把握し、実態をもとに研修計画を立て、実施・評価を行う」ことの充実が不可欠であると考える。そのために、研修企画力の向上をはかるための体系的な研修を行う必要がある。